

通常第一審における終局人員の平均審理期間(月)(地裁総数、自白・否認別)

年次	区分	総数	自白	否認
平成26年		3.0	2.5	8.2
27		3.0	2.5	8.4
28		3.2	2.6	8.7
29		3.2	2.6	8.9
30		3.3	2.7	9.2
令和元年		3.4	2.8	9.3
2		3.6	3.0	10.1
3		3.7	3.0	10.6
4		3.8	3.1	11.2
5		3.9	3.2	11.4

(注) 1 総数には、自白及び否認以外に被告事件についての陳述に入らずに終局した事件を含む。

2 「自白」とは、終局の段階において、すべての公訴事実を認め、かつ、法律上犯罪の成立を妨げる理由又は刑の減免の理由となる事実を主張していない場合をいい、「否認」とは、終局の段階において、公訴事実の全部若しくは一部を争い、又は、公訴事実を認めながら法律上犯罪の成立を妨げる理由若しくは刑の減免の理由となる事実を主張した場合及び被告人が終局の段階まで黙秘していた場合をいう。